

自動車事故被害者を対象とした 被害者救済対策について

令和5年3月

国土交通省自動車局保障制度参事官室

自動車事故による被害に遭うとは

自動車事故の被害に遭った場合、突発的なアクシデントによって混乱する中、同時期にさまざまな対応を求められるとともに、さまざまな態様の障害が残ることがあるほか、その家族の精神的負担は非常に大きく、亡くなられた場合にあっては残された遺族の精神的負担が非常に大きくなります。

身体的損害

被害者本人

遷延性意識障害

自動車事故による脳損傷により自力移動や意思表示等が困難な状態で、多くの場合において、24時間の介護を要する



脊髄損傷

自動車事故により脊髄を損傷し、首から下に麻痺が生じ、最重度の場合、人工呼吸器を必要とし、24時間の介護を要する



高次脳機能障害

自動車事故による脳損傷により記憶障害等が生じ、社会生活(労働・通学等)のほか、日常生活にも制約が生じる状態



金銭的損害

被害者本人

家族

遺族

1

逸失利益

2

治療に要する費用

3

慰謝料等

精神的損害

被害者本人

家族

遺族

1

喪失感

2

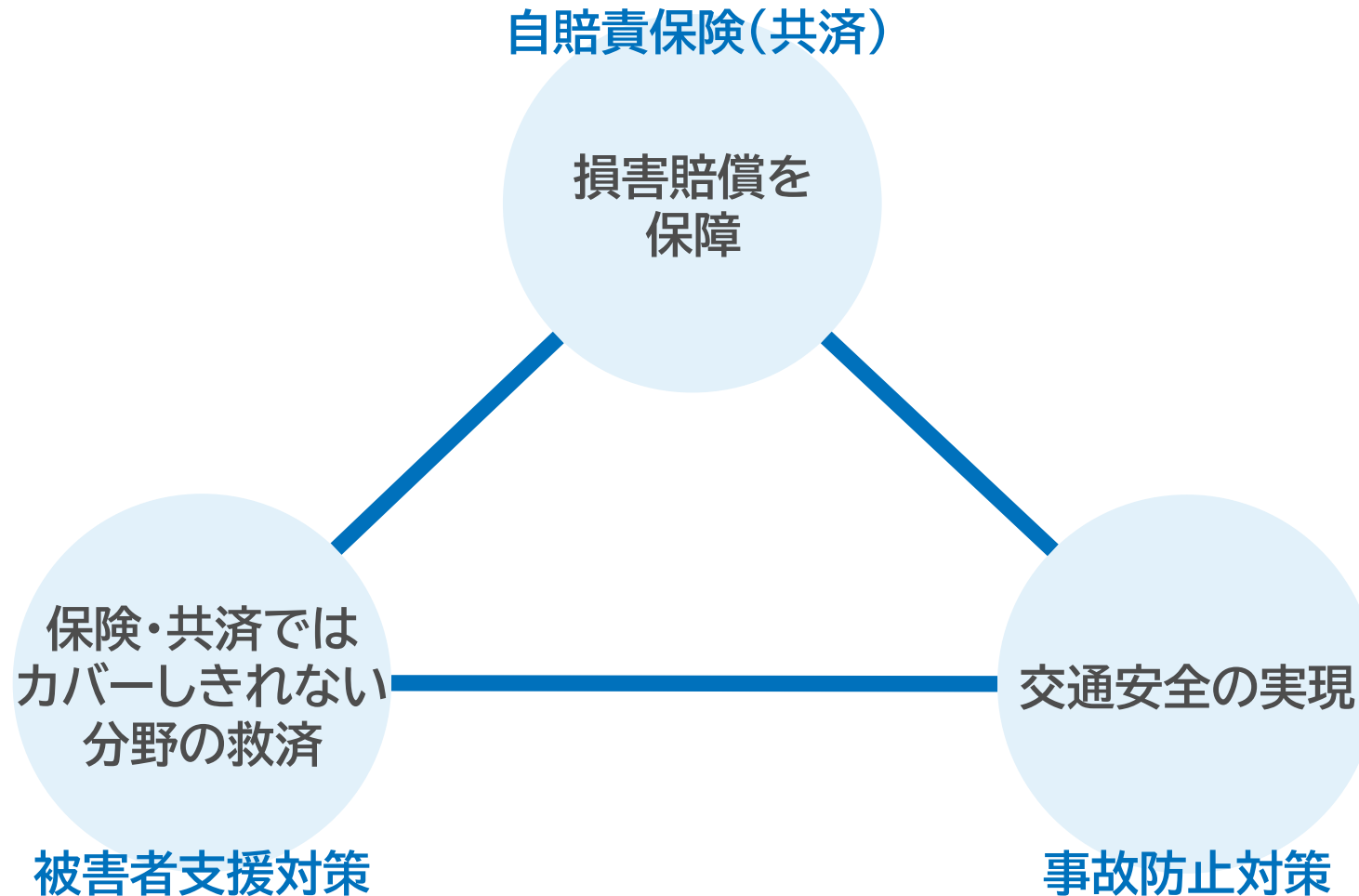
裁判等への対応

3

報道等による二次被害 等

自動車事故の被害に遭ったときに支えとなる自賠制度

自賠制度は自賠責保険と被害者支援・事故防止対策が相まって、相互に補完し合うことで、事故被害者を支えるとともに、同じ思いをする方を一人でも減らす取組みを進め、安全な交通社会の実現を目指しています。



自賠制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて自動車運送の健全な発達を推進

今般の制度改正に至った背景

- 交通事故死者数は大幅に減少
- 介護を要する重度後遺障害者数は横ばい

- ① 被害者支援
- ② 事故防止

自動車事故対策勘定の積立金を財源に継続的に実施



現在の取り組み

被害者支援



遷延性意識障害者のケア
(療護施設の設置・運営)



在宅重度後遺障害者のケア
(介護料の支給・訪問支援)

事故防止



歩行者検知型衝突被害軽減ブレーキ

先進安全自動車の普及促進



自動車安全性能の評価・公表

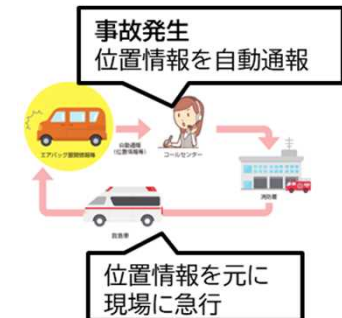
求められている施策

被害者支援の充実

- 高齢の親が子を介護できなくなる「介護者なき後」対策
 - ・ 生活の場となるグループホーム等の設置・運営支援
 - ・ 手厚い介護体制構築のための支援
- 脊髄損傷者・高次脳機能障害者への支援

事故防止の充実

- 先進的な安全機能の普及促進
 - ・ 健康異常時の自動停止機能
 - ・ 事故発生時の自動緊急通報機能
 - ・ 出会い頭事故も回避できる機能
 - ・ 衝突しても、歩行者や相手車両の被害を小さくする機能



現在の被害者保護増進等事業の概要

国土交通省では、自動車事故被害者の救済のため、重度後遺障害者等に対して被害者救済対策を実施するとともに、新たな自動車事故被害者を生まないための事故発生の防止対策を実施。

被害者支援対策

事故防止対策

重度後遺障害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施

○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給

○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、リハビリや介護者の休養等を目的に短期間、病院へ入院又は障害者施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

<病院・施設の指定状況(令和4年4月現在)>
協力病院:206箇所、協力施設:138箇所

○介護者なき後の生活の場確保に向けた支援

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が介護者なき後等にグループホーム等で生活することができるようグループホーム等の新設や受入体制の確保・維持を支援



事故の相談・解決

- (公財)日弁連交通事故相談センターによる法律相談

交通遺児への支援



- 賠償金を基にした育成給付金の支給
- 生活資金の無利子貸付
- 交通遺児の集いの開催

安全総合対策事業

○ASV(先進安全自動車)の普及

○運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施

○プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



自動車安全性能の評価

実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



自動車アセスメント

今回の制度改革によりどのような変化が期待されるか(被害者支援)

法改正のねらい

ユーザー負担に留意しつつ賦課金の拡充等を行うことにより、被害者支援及び事故防止対策を安定的かつ持続可能なものとし、被害者及びご家族が求めている施策の充実・強化や事故の発生防止及び事故時の被害軽減を図り、安全・安心な「クルマ社会」を実現する。

主な被害者支援の充実

治療・リハビリ機会の充実

現状・課題

財源の制約から…
最重度の重度後遺障害者である
「**遷延性意識障害者**」を中心とした支援

自動車事故による脊髄損傷者や高次脳機能障害等を救済する施策が不十分

これまで十分な救済対策を講じることができなかった
脊髄損傷者等への支援施策を充実

【具体的な施策】

- ✓ 脊髄損傷者向け療護施設の新設
- ✓ 高次脳機能障害者の社会復帰を支援する制度の充実・強化
(補助制度の充実)

介護者なき後対策の強化

現状・課題

事故被害者の特徴として、
障害当事者である子を親が介護する
ケースが多い

親が介護できなくなった際の**障害当事者**
である子の**生活の場の確保が不十分**

これまで生活の場を十分に確保することができなかった
介護者なき後対策を強化

【具体的な施策】

- ✓ グループホーム等の新設・増設を支援する制度・介護人材の確保を支援する制度の充実・強化(補助制度の充実)
- ✓ 居宅介護事業所等の新設・増設を支援するとともに、継続した介護人材の確保等を支援する制度の新設

主な事故防止の充実

自動車アセスメントの充実

現状・課題

更なる交通事故の削減のためには、交通事故の防止と被害の軽減に資する先進的な安全技術の開発・普及がカギ

自動車ユーザーによる**安全な自動車の選択**と、自動車メーカーによる**安全な自動車の開発**を促進することが重要

先進的な安全技術の急速な普及に対応した**自動車の安全性能の「見える化」を強化**

【具体的な施策】

- ✓ 自動車アセスメントの評価対象とする先進的な安全技術の充実・強化



自動車アセスメント

人命救助・被害軽減対策の強化

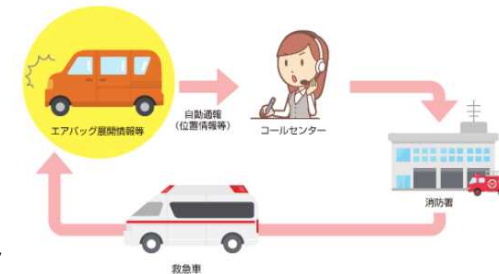
現状・課題

事故発生時には、**迅速な救急搬送を行うことが人命救助、被害の軽減に効果的**

人命救助・被害軽減対策を強化

【具体的な施策】

- ✓ 事故自動通報システムの普及・促進



事故自動通報システム

高次脳機能障害者の社会復帰等を促進するための環境整備

背景・必要性・概要

高次脳機能障害の社会復帰等に際しては高次脳機能障害への十分な理解がある事業者による機能訓練等が重要である一方、対応できる事業者は不足。このため、令和4年度より病院・事業所から地元での生活への円滑な移行をサポートする取組をモデル事業として支援。好事例のヨコ展開を図る。

現在の社会復帰促進事業

補助対象 自立訓練(機能訓練・生活訓練)を提供する障害福祉サービス事業所

補助内容

- ① ネットワーク構築に係る経費
- ② 自立訓練提供支援に係る経費
- ③ 地域連携支援に係る経費



現状と課題

- 令和4年度より、自動車事故による高次脳機能障害を有する者の社会復帰の促進に向けた方策の検討することを目的として社会復帰促進事業のモデル事業を実施。(令和4年度は4事業者選定予定)
- 本事業について被害者団体からの期待度が高く、令和4年度選定事業者数より追加選定して、高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた取組みの検証を実施することが求められている。

病院等から地元での生活への円滑な移行に向けた環境整備のためのさらなる検討が必要

支援内容: 自立訓練を提供する事業所への支援(1事業所あたり上限1,200万円)

以下に掲げる支援を組み合わせた支援を講じることにより、高次脳機能障害の把握から自立訓練、地元復帰まで切れ目のない支援の実施を可能とするための方策の実現に向けた取組みの検証を令和4年度より実施。令和5年度においては8事業者選定を目指す。

ネットワーク構築支援

病院の得意な点

高次脳機能障害に対する医学的な評価

事業所の得意な点

病院から社会に出たときの評価

- 病院・事業所がそれぞれ得意とする観点から患者の評価を行い、協力した退院後のコーディネートを目指す。

自立訓練提供支援

課題

高次脳機能障害に対応できる専門的知識を持つ職員を賃金水準の低さ等を要因として確保が困難

- 事業所等が専門的知識を有する者を確保して、自立訓練を提供する場合に係る経費を支援し、専門的知識を有する職員による事業実施を目指す。

地域連携支援

課題

地域において高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する社会資源の存在は限定的

- 高次脳機能障害に対する十分な理解・対応力を有する自立訓練を提供する事業所が地元の事業所等と連携することにより、地元での生活への円滑な移行を目指す。

背景・必要性・概要

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の数の絶対数が少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況。

また、令和3年7月にとりまとめられた「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会」において、[将来に向けた不安の軽減につながるよう、これまで以上に充実した支援策を講じることにより、自動車事故被害者の受入拡大に資する環境整備を進める方向で検討すべき]との方向性が示されたところ。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や設備導入等に係る経費を支援。

新規・増設年度

開業準備段階や開業後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰りを支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム
※新設・増設初年度に限る。

補助内容

グループホームや障害者支援施設の新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

上限額

1,500万円

自己資金

本補助金(国交省)

社会福祉施設整備補助金(厚労省)

備品購入費、人件費、求人広告費等

本体工事費等

開業次年度以降

対前年比での賃金改善や求人広告費、介護機器の導入経費等を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

補助内容

グループホームや障害者支援施設の自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

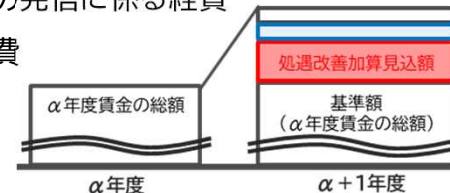
補助率

1/2(入居者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

上限額

1,000万円

詳細は下記参照

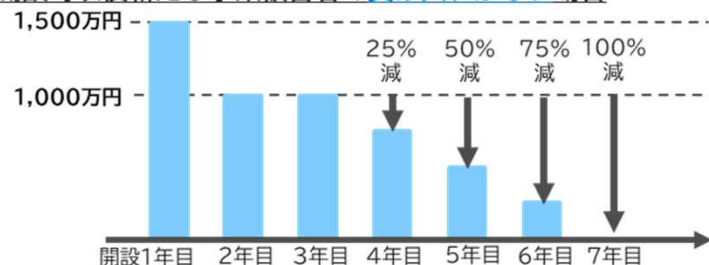


- 自己負担(事業所)
- 本補助(国土交通省)
- 福祉・介護職員処遇改善加算(厚生労働省)

対α年度比で賃金改善を図った場合に障害福祉サービス等報酬との併給調整を図った上で、一定額を支援

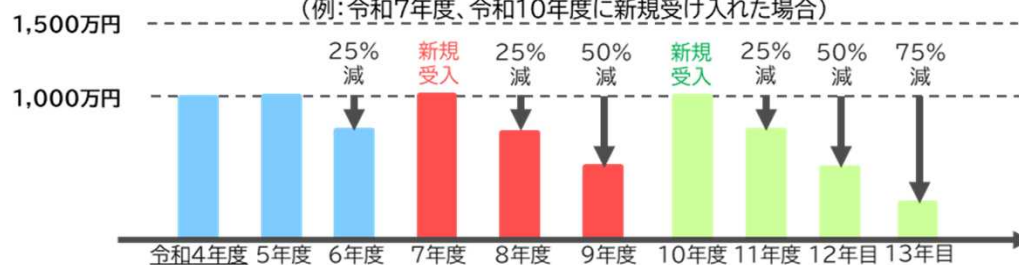
補助上限額

開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受け入れがある場合

(例: 令和7年度、令和10年度に新規受け入れた場合)



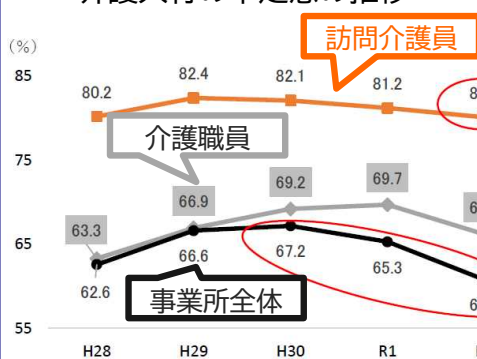
背景・必要性・概要

引き続き住み慣れた地域での生活を継続したいという交通事故被害者のニーズがある一方、医的ケアを必要とするような被害者に訪問系サービスを提供する事業者の人材不足は深刻。「介護者なき後」においても在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、これらの事業者を対象に人材確保支援制度を創設。

※R3補正予算において、新型コロナ感染拡大に伴い、介護人材確保が困難な状況への対応として、居宅介護、重度訪問介護を行う事業者などを対象に介護職員等の確保に資する支援を実施。

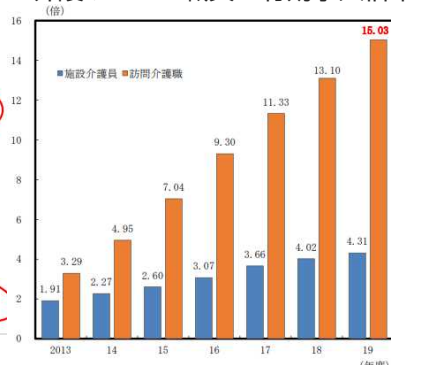
現状と課題

<介護人材の不足感の推移>



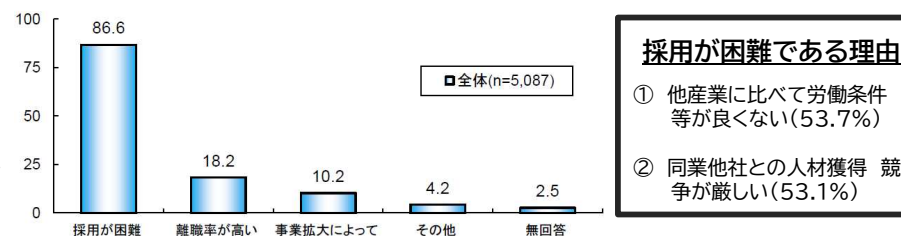
【出典】(公財)介護労働安定センター 介護労働実態調査

<介護サービス職員の有効求人倍率>



【出典】第182回社会保障審議会介護給付費分科会

なぜ介護人材が不足するのか



【出典】(公財)介護労働安定センター 介護労働実態調査

採用が困難である理由

- ① 他産業に比べて労働条件等が良くない(53.7%)
- ② 同業他社との人材獲得競争が激しい(53.1%)

介護人材の確保が困難

訪問介護職員が突出して不足

課題に対する対応

訪問系サービスを提供する事業者に対する支援制度を新たに創設し、生活の場の選択肢が広がるよう、減少傾向にある居宅介護事業所等の開設を支援するとともに、継続した介護人材の確保等を支援。

訪問系サービス事業所



補助



補助対象事業者

- ・重度訪問介護事業者 ・居宅介護事業者
- ※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った在宅重度後遺障害者の利用があること

補助上限額

- ・事業所開設に要する経費: 300万円
- ・開設次年度以降に要する経費: 200万円

補助内容

- ① 求人情報の発信に係る経費 ※大手就職情報サイト等への掲載料
- ② 職業紹介手数料の支援 ※転職エージェント・人材紹介会社の利用料
- ③ 研修等経費の支援 ※重度訪問介護従業者養成研修 等
- ④ 介護職員の人材雇用に係る経費 ※厚労省の処遇改善加算等との併給調整を図った上で、一定額を支援

背景

今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会 報告書・抜粋(令和3年7月13日)

【現状・課題】

- ・ 自動車事故に遭った直後の被害者が突然のことで混乱をしてしまうことが想定される場所、その時々における「記録」をしっかりと整理して残すことが、後々重要となるケースがある。
- ・ 犯罪被害者一般を対象に「記録」を残すことをサポートするツールの作成は民間において行われているものの、交通事故に特化したものを求める声がある。

【今後の対応】

- ・ 犯罪被害者を対象とした「被害者ノート」(発行:「途切れない支援を被害者と考える会」)が作成されているところ、自動車事故被害の観点からさらに内容を充実させることにより、自動車事故被害者にとって、より効果的なツールとした「被害者ノート」の作成を検討すべきである。



対応

 交通事故被害者向け
「被害者ノート」の作成

国土交通省では、自動車事故にあわれた方々に少しでもお力添えできればとの思いから、自動車事故被害者本人やそのご家族などが、事故の概要等を記録を残していただくこと、警察や自治体、民間被害者支援団体などで行われている支援制度を知っていただくことなどを目的として作成。



【配布方法】令和4年12月～

【PDFデータのダウンロード】

- ・ 国土交通省HP
- ・ ナスバHP

【窓口での配布】

- ・ 各都道府県の総合的対応窓口
 - ・ 全国のナスバ主管支所
- ※配布窓口については、順次拡大

独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ) による取組の紹介について

被害者支援と自動車事故防止を通して、安全・安心・快適な社会作りに貢献

安全指導業務

自動車事故を

防ぐ

- 指導講習
- 適性診断
- 安全マネジメント



被害者援護業務

自動車事故被害者を

支える

- 療護施設の設置・運営
- 介護料の支給
- 生活資金の無利子貸付



安全情報提供業務

自動車事故から

守る

- 自動車アセスメント



- 名称 独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA ナスバ)
- 目的 被害者の保護の増進、自動車事故の発生防止
- 設立 H15年10月～ (前身 自動車事故対策センター S48年～)
- 組織 本部 (東京)、全国に50支所、療護施設11カ所

概要

- 全国に療護施設(療護センター、委託病床)を設置・運営し、自動車事故による遷延性意識障害者※
に対して適切かつ質の高い治療・看護を実施しています。

※ 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者

〈療護施設の治療・看護の特色〉



プライマリー・ナーシング方式

同じ看護師が一人の患者を継続して受け持つことにより、きめ細やかな看護体制を整備。



ワンフロア病棟システム

患者のわずかな意識の回復の兆しをとらえることが可能となり、集中的に観察。患者の日常生活行動や動作訓練がスムーズに行われるよう、スペースを確保。



高度先進医療機器

残存する脳機能や新たな脳機能の出現の評価などを実施。治療効果の判定や、効果的な治療・リハビリ・看護方法の策定などが可能。



療護看護プログラム

温浴刺激療法、用手微振動、ムーブメントプログラム等の全部又は一部を導入し、日常生活行動の再獲得(定期的排便、夜間睡眠、経口摂食など)を目指す。

〈療護施設の現状〉

4ヶ所の療護センター・8ヶ所の委託病



概要

- 自動車事故が原因で、重度の後遺障害を負い、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給しています。また、介護料支給の認定を受けた方に対する在宅訪問支援を実施することにより、精神的支援に取り組んでいます。

支給金額

その月の介護に要した費用として自己負担した額に応じ、受給資格の種別ごとに次の範囲内で支給する。下限額に満たない場合には一律下限額を支給する。

支給対象者		支給額
特1種(最重度)	I種の該当者のうち、一定の要件に該当する方	85,310円～211,530円
I種(常時要介護)	自賠法施行令別表第一第1級1号又は2号	72,990円～166,950円
II種(随時要介護)	自賠法施行令別表第一第2級1号又は2号	36,500円～ 83,480円

※「自賠法」とは自動車損害賠償保障法のことです。

一定の要件とは、自力での移動、摂食ができない、尿尿失禁状態である等の症状を有していることとなります。介護料は年4回(6月、9月、12月、3月)の支給となります。

自動車事故によって重度の後遺障害を負われ、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方やそのご家族よりご相談がございましたら、近隣のナスバ支所をご案内ください。

概要

- 自動車事故により保護者が死亡、または重度の後遺障害となったため、生活困窮となった義務教育終了前の児童(交通遺児等)に対して無利子で資金を貸付することにより、生活支援を行っています。
- 交通遺児等とその家族を会員とする「友の会」を設置し、子供同士・保護者同士のコミュニケーションの場を提供、機関誌の発行及びコンテストの実施など、交通遺児の健全な育成に資するべく精神的な支援を実施しています。

生活資金(無利子)の貸付

【貸付対象者】

自動車事故により死亡した者又は重度の後遺障害(第1級～第3級)が残った者の子弟で、義務教育終了前の児童

※保護者が生活保護を受けているなど、生活困窮世帯が対象

【貸付金額】

- ・ 一時金(貸付当初) 15万5千円
- ・ 月額 2万円又は1万円
- ・ 入学支度金 4万4千円

※入学支度金は小中学校入学時に希望する場合

【返還期間】

中学卒業後、6月又は1年据え置き、以後20年間

【返還方法】

月賦、月賦・半年賦併用、一括

【返還猶予】

- ・ 高校、大学に在学するとき
- ・ 災害、傷い、疾病等により変換困難なとき

【対象者】

53人(R3年度末現在)

精神的な支援

【友の会の集い】



【保護者同士のコミュニケーション】



【機関誌の発行】



【コンテスト応募作品の審査】



【コミュニケーションの場に参加した保護者の声】

- ・ 日頃心に思っていることを口に出せたり、普段なかなか話せないこと等を聞くことができ、このような場が貴重な一時だったと感謝している。
- ・ 子供を想う気持ち、夫を亡くした悲しみなどを共感できた。

ナスバ 所在地一覧

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
本部	133-0013	東京都 墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階	03-5608-7560
運輸安全マネジメント事業部	130-0013	東京都 墨田区錦糸3-2-1 アルカイースト19階	03-6853-7691
札幌主管支所	060-0032	北海道 札幌市中央区北2条東12-98-42 北2条新川ビル8階	011-218-8155
函館支所	041-0806	北海道 函館市美原1-18-10 函館東京海上日動ビル3階	0138-88-1007
釧路支所	085-0018	北海道 釧路市黒金町7丁目4-1 太平洋興発ビル2階	0154-32-7021
旭川支所	079-8442	北海道 旭川市流通団地2条4-32-1 旭川地区トラック研修センター2階	0166-40-0111
仙台主管支所	984-0015	宮城県 仙台市若林区卸町5-8-3 宮城県トラック会館2階	022-204-9902
福島支所	960-8031	福島県 福島市栄町7-33 福島トヨタビル8階	024-522-6626
岩手支所	020-0871	岩手県 盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル5階	019-652-5101
青森支所	030-0843	青森県 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館3階	017-739-0551
山形支所	990-0031	山形県 山形市十日町2-4-19 ハーモニー山形ビル2階	023-609-0500
秋田支所	010-0962	秋田県 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館3階	018-863-5875
新潟主管支所	950-0965	新潟県 新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館2階	025-283-1141
長野支所	381-8556	長野県 長野市南長池710-3 長野県トラック会館2階	026-480-0521
石川支所	920-8213	石川県 金沢市直江東1-2 石川県自動車会館2階	076-239-3207
富山支所	939-2708	富山県 富山市婦中町島本郷1-5 富山県トラック会館1階	076-421-1631
東京主管支所	130-0013	東京都 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル8階	03-3621-9941
神奈川支所	222-0033	神奈川県 横浜市港北区新横浜2-11-1 神奈川県トラック総合会館3階	045-471-7401
千葉支所	261-7125	千葉県 千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト25階	043-350-1730
埼玉支所	330-0062	埼玉県 さいたま市浦和区仲町3-12-6 ジェイ・エス・ワンビル6階	048-824-1945
茨城支所	310-0026	茨城県 水戸市泉町3-1-28 第2中央ビル4階	029-226-0591
群馬支所	370-0006	群馬県 高崎市間屋町4-5-4 高崎トラック会館2階	027-365-2770
栃木支所	320-0811	栃木県 宇都宮市大通り2-1-5 明治安田生命宇都宮大通りビル2階	028-651-2701
山梨支所	406-0034	山梨県 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館3階	055-262-1088
名古屋主管支所	460-0003	愛知県 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル8階	052-218-3017
静岡支所	420-0837	静岡県 静岡市葵区日出町1-2 TOKAI日出町ビル1階	054-687-3421
岐阜支所	500-8842	岐阜県 岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル7階	058-263-5128
三重支所	510-0085	三重県 四日市市諏訪町4-5 四日市諏訪町ビル8階	059-350-5188
福井支所	910-0005	福井県 福井市大手3-2-1 福井ビル6階	0776-22-6006
大阪主管支所	540-0028	大阪府 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通F Nビル10階	06-6942-2804
京都支所	612-8418	京都府 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館4階	075-694-5878
兵庫支所	651-0083	兵庫県 神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センタービル11階	078-271-7601
滋賀支所	524-0104	滋賀県 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館2階	077-585-8290
奈良支所	630-8122	奈良県 奈良市三条本町9-21 J R奈良伝宝ビル6階	0742-32-5671
和歌山支所	640-8157	和歌山県 和歌山市八番丁11 日本生命和歌山八番丁ビル7階	073-431-7337

拠点名	郵便番号	住所	電話番号
広島主管支所	733-0036	広島県 広島市西区観音新町2-4-25 第一菱興ビル1階	082-297-2255
鳥取支所	680-0006	鳥取県 鳥取市丸山町219-1 鳥取県トラック協会研修センタービル2階	0857-24-0802
島根支所	690-0007	島根県 松江市御手船場町5 5 3 - 6 松江駅前エストビル3階	0852-25-4880
岡山支所	700-0941	岡山県 岡山市北区青江1-22-33 岡山県トラック総合研修会館3階	086-232-7053
山口支所	753-0814	山口県 山口市吉敷下東1-3-1 山陽ビル吉敷2階	083-924-5419
高松主管支所	760-0066	香川県 高松市福岡町3-3-6 香川県トラック協会安全研修センタービル2階	087-851-6963
徳島支所	770-0003	徳島県 徳島市北田宮2-14-50 徳島県トラック会館2階	088-631-7799
愛媛支所	791-1114	愛媛県 松山市井門町1081-1 愛媛県トラック総合サービスセンター1階	089-960-0102
高知支所	781-8016	高知県 高知市南ノ丸町5-17 高知県トラック会館2階	088-831-1817
福岡主管支所	812-0016	福岡県 福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル4階	092-451-7751
佐賀支所	840-0816	佐賀県 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビルディング4階	0952-29-9023
長崎支所	850-0033	長崎県 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル11階(旧:住友生命長崎ビル)	095-821-8853
熊本支所	860-0806	熊本県 熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビルディング6階	096-322-5229
大分支所	870-0905	大分県 大分市向原西1-1-27 大分県トラック会館ビル3階	097-558-3155
宮崎支所	880-0913	宮崎県 宮崎市恒久1-7-21 宮崎県トラック協会総合研修会館2階	0985-53-5385
鹿児島支所	890-0062	鹿児島県 鹿児島市与次郎2-4-35 KSC鴨池5階	099-213-7250
沖縄支所	900-0021	沖縄県 那覇市泉崎2-103-4 沖縄県ハイヤー・タクシー協会3階	098-916-4860

